令和 4 年 6 月 28 日

各務原市内介護保険サービス事業所 及び有料老人ホーム等の長

各位

平素よりお世話になっております。

各務原市役所介護保険課の永田と申します。

令和4年6月28日(火) 午前11時、岐阜県より食中毒警報が発令されました。

【発表理由】

食中毒警報の発表に関する運営要領第2警報発表の基準1の(1)、(3)

- (1)「気温 30℃以上が 10 時間以上継続したとき、またはそれが予想されると き。」
- (3)「24 時間以内に急激に気温が上昇して、その差が 10℃以上を越えたとき、又はそれが予想されるとき。」
- 1 高温・多湿のこの時期に起きる食中毒のほとんどは、細菌が原因です。
- 2 次の食品の取扱いには特に注意しましょう。
 - (1) 弁当、おにぎり、サンドイッチなど
 - (2) 海産魚介類(特に刺身など生食するもの)
 - (3) 卵
 - (4) 食肉やその加工品 (ハムなど)
 - (5) サラダや卵焼きなどのそうざい類
- 3 食中毒三原則を守りましょう。
 - (1) 清潔(手洗いの徹底、まな板・フキン・食品等の消毒)
 - (2) 迅速(調理した食品はできるだけ早く食べる)
 - (3) 加熱又は冷却(食品は十分に火を通すか、冷蔵庫に入れる)
- 4 食肉は、牛、豚、鶏などの内臓も含め、十分に中心部まで加熱して食べましょう。

【発表解除】

本警報は、48時間後に自動的に解除されます。

詳細については、岐阜県のホームページをご参照ください。

https://www.pref.gifu.lg.jp/page/895.html

食中毒予防に心掛けていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

| 各務原市役所 健康福祉部

| 介護保険課 施設指導係

|永田 浩樹(ナガタ ヒロキ)

| 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1-69 各務原市役所 2 階

| TEL:058-383-2067(直通)

| TEL:058-383-1111(代表)

FAX: 058-383-6365

| Email: <u>kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp</u>